

概要版

八女市 子ども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
八女市

計画の基本理念と体系

基本理念

心豊かに、共に支えあい、
子どもたちが夢と希望をもてる、優しいまちをつくる

☆ 計画の体系

第1章 計画の概要

1. 計画の概要
2. 子ども大綱に沿った計画策定
3. 計画の策定体制

第2章 統計からみる、八女市の現状

1. 人口の動向
2. 婚姻・離婚等の動向

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念と計画の体系

第4章 取組の方向性

I 子ども施策に関する取組の方向性

1. ライフステージ別の取組

こどもの誕生前から幼児期

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の構築
- (2) こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障

学童期・思春期

- (1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実
- (2) 子ども・若者の視点に立った居場所づくり
- (3) 子どもを守る医療体制、心身の健康とこころのケアの充実
- (4) 青年期までに必要となる知識に関する情報と教育
- (5) いじめ防止
- (6) 不登校の子どもへの支援
- (7) 児童生徒を主体とした学校規則
- (8) 体罰や不適切な指導の防止

青年期

- (1) 高等教育の修学支援
- (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- (3) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実



2. ライフステージを通じた取組

- (1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (2) 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (4) 障がい児・医療的ケア児等への支援
- (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る環境整備
- (7) 子ども・若者の権利が保障された地域社会

3. 子育て当事者への支援に関する取組

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育での推進
- (4) ひとり親家庭への支援

II 子ども施策を推進するために必要な取組

1. 子ども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 市の政策決定過程への子ども・若者の参画促進
- (2) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

2. 子ども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 施策の立案及び点検・評価
- (2) 子どもや若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3. 計画の推進

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画の進捗管理

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

2. 量の見込みの算出方法

- (1) 「量の見込み」とは
- (2) 「量の見込み」の考え方
- (3) 家庭類型について
- (4) 利用意向率について
- (5) 量の見込みの計算手順

3. 教育・保育施設の充実

- (1) 教育・保育施設の事業計画についての考え方
- (2) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策



主な成果指標



本計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもや若者、子育て当事者の視点に立った数値目標を設定します。また、本計画の施策の進捗状況を検証するための指標を設定し、計画見直しに向けた進捗管理を行います。

★ ライフステージ別の取組

評価指標	現状値	目標値
子育てが楽しいと感じている人の割合	89.8%	↑
子育てに不安や負担を感じている人の割合	66.0%	↓
保育所等の入所保留児童 ¹ の数	120人	100人
特定妊婦 ² 及び要支援妊婦の訪問・面談の実施割合	90.0%	95.0%
こんにちは赤ちゃん訪問の実施割合	97.0%	100%
むし歯のない3歳児の割合	92.1%	95.0%
学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合	82.3%	↑
困りごとや不安がある人のうち、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童生徒の割合	66.6%	↑
不登校児童生徒の出現率	小 2.9% 中 8.7%	↓
いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合	96.2%	↑
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	79.8%	↑
これからも八女市に住みたいと思う人の割合	71.3%	↑
市(生活困窮者自立支援事業)・社会福祉協議会(福祉生活支援室等)相談窓口への0~30歳がいる世帯からの相談件数	110件	165件

1 自宅から20分程度で通園可能な他の保育所等があるが、特定の保育所等へ入所するため他の保育所等への入所を保留する児童
2 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

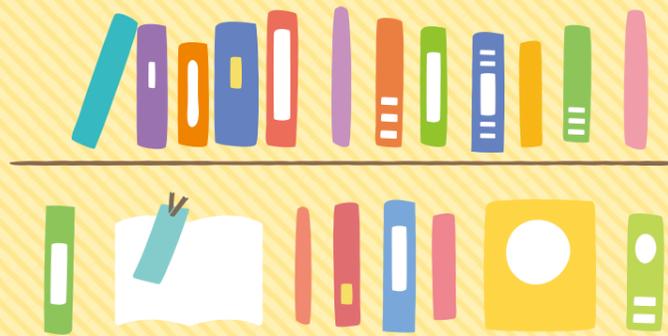
- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦に対する健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)
- (5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (6) 一時預かり事業等
- (7) 延長保育事業
- (8) 病児・病後児保育事業
- (9) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (10) 子育て短期支援事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 妊婦等包括相談支援事業
- (13) 産後ケア事業
- (14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (15) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業



5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

- (1) 就学前教育・保育の質の向上に向けた取組
- (2) 就学前教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組
- (3) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保



★ 内包する計画

計画名	根拠法
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
子どもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法61条

子ども・子育て支援サービスの見込み量



★ ライフステージを通じた取組

評価指標	現状値	目標値
自分は自分のままでいい(自己肯定感の高い)と思うこどもの割合	80.7%	↑
自分の将来が楽しみだと思うこどもの割合	73.1%	↑
20代・30代の住民健診の受診者数	447人	450人
20代・30代の住民健診の保健指導率	85.9%	87.0%
暮らしにゆとりがないと感じている人の割合	28.2%	↘
結婚(または最初のこどもが誕生)する際に経済的な不安を抱えた人の割合	50.6%	↘
気軽に相談できる人や場所がある人の割合	91.3%	↑
障がい児及び医療的ケア児の受入可能な保育所等の数	12施設	12施設
ヤングケアラーに該当するこどもの割合	0.8%	↘
こども相談室における虐待相談件数(実件数)	135件	↘
こども・若者(39歳以下)の自殺者数	5人未満	0人
こどものスマートフォンにフィルタリングをかけている人の割合	29.1%	↑
こどもの権利について聞いたことがあるこどもの割合	57.6%	↑
こどもの権利が守られていると思う大人の割合	60.7%	↑
こどもの世話や看病について頼れる人がいる人の割合	89.4%	↑
家族で協力して子育てをしている人の割合	92.1%	↑
八女市は子育てしやすいまちだと思う人の割合	74.4%	↑

本計画のうち、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる幼稚園、保育園の預かり等の需給分野については、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のニーズ量と確保見込量を定め、計画期間内の確保を目指します。

教育・保育の利用の認定と施設

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、下記に挙げる3区分があります。

教育・保育の利用の認定	対象年齢と認定内容	利用施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園 地域型保育事業所

教育・保育の量の見込み

市内に居住するこどもの教育・保育の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。いずれも需要を上回る量の提供を予定しており、市民の需要に応じて受け皿が確保される見込みとなっています。

区 分	計画終了年度	
	量の見込み	確保方策
教育施設(幼稚園・認定こども園)	372人	496人
1号認定 (3~5歳、保育の必要性なし)	148人	260人
1号認定Ⅱ(教育時間終了後、預かり保育を利用する児童)	224人	236人
保育施設(保育所・認定こども園)		
2号認定	859人	915人
3号認定Ⅰ(0歳児)	139人	147人
3号認定Ⅱ(1歳児)	249人	261人
3号認定Ⅲ(2歳児)	294人	310人

地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。全ての事業で需要を上回る量の提供を予定しています。

事業名	事業の内容	計画終了年度	
		量の見込み	確保方策
利用者支援事業(基本型)	子ども及びその保護者並びに妊産婦が、その選択に基づき、教育・保育・保健・医療その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業。	1か所	1か所
利用者支援事業(こども家庭センター型)		1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	34,260人	3か所
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業。	4,494回	(確保)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)	概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	380人	380人

事業名	事業の内容	計画終了年度	
		量の見込量	確保方策
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)(就学児)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人を会員として、手助けを行い合う相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	529人	529人
幼稚園における在園児を対象とした預かり保育	1号認定Ⅱ(教育時間終了後、預かり保育を利用する児童)に係る預かり保育事業。		
1号認定による利用		0人	0人
1号認定Ⅱによる利用		34,935人	37,774人
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。	7,805人	11,012人
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業。	308人	785人
病児・病後児保育事業	病中・病後の児童を、専用の病児・病後児保育施設において、保育士及び看護師が一時的に保育する事業。	3,700人	4,425人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。	1,108人	1,277人 16か所
1年生		271人	
2年生		286人	
3年生		238人	
4年生		175人	
5年生		91人	
6年生		47人	
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	420日	420日
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。	240日	240日
妊婦等包括相談支援事業	各自治体が、主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行うというものです。	1,054回	1,054回
産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、育児に関する不安や生活上の困りごと等において専門的な指導を行い、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援を図ることを目的とする事業です。短期入所(ショートステイ)、通所(デイサービス)、居宅訪問(アウトリーチ)型を実施しています。	67人	67人
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	低所得世帯の子どもが、保育所等を利用した場合において、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等(実費徴収額)を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、子どものすこやかな成長を支援する事業。 本市では、施設等利用給付認定子どもが新制度未移行幼稚園を利用した場合、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもに係る副食費の実費負担に対して一部給付します。		有
子どもを守る 地域ネットワーク機能 強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関職員や構成員の専門性強化と関係機関の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的とする事業です。児童虐待についての共有認識と講習会の開催や児童虐待防止に関する情報の周知等を行っています。		有

編集・発行 八女市

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話:0943-23-1111 ファックス:0943-22-2186

